

岐 阜 県 公 報

第 三 百 七 十 五 号
令 和 五 年 二 月 二 十 四 日
(金 曜 日)

目 次

規 則
岐阜県林業・木材産業改善資金貸付規則の一部を改正する規則
(県 産 材 流 通 課)
七 一 ページ

告 示

土壌汚染対策法に基づく変更の届出をしなければならない区域の指定の解除
(環 境 管 理 課)
七 二

選 挙 管 理 委 員 会 告 示

保安林の指定の解除の予定
(西 濃 農 林 事 務 所)
七 二

公 示

個人演説会等を開催することができる施設の指定
(選 挙 管 理 委 員 会)
七 二

国土調査の結果に係る地図及び簿冊の認証
(都 市 政 策 課)
七 三

市街地再開発組合の設立認可
(都 市 整 備 課)
七 三

規 則

岐阜県林業・木材産業改善資金貸付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和五年二月二十四日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県規則第八号

岐阜県林業・木材産業改善資金貸付規則の一部を改正する規則

岐阜県林業・木材産業改善資金貸付規則（平成十五年岐阜県規則第九十八号）の一部を次のように改正する。

第四条第二項に次の一号を加える。

十一 環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律（令和四年法律第三十七号）第十九条第一項の認定を受けた者が当該認定に係る同条第五項第四号の林業・木材産業改善措置を実施し、又は同法第二

十一条第一項の認定を受けた者が当該認定に係る同条第五項第四号の林業・木材産業改善措置を実施するのに必要な法第二条第一項に規定する資金 十二年以内（三

年以内の据置期間を含む。）

第四条第三項中「令和四年三月三十一日」を「令和五年三月三十一日」に改め、同項ただし書中「及び第十号」を「第十号及び第十一号」に、「資金あつては」を「資金にあつては」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

岐阜県告示第七十一号

土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第二項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしななければならない区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）の指定を次のとおり解除する。

令和五年二月二十四日

岐阜県知事 古 田 肇

一 指定を解除する形質変更時要届出区域

平成二十九年岐阜県告示第四百六十三号により指定した区域（中津川市千旦林字鍛治屋平六四三番一及び字樋泉六一三番一の各一部）のうち、中津川市千旦林字鍛治屋平六四三番一の全部（平成三十年岐阜県告示第三百五十三号により指定を解除した区域以外の区域）

二 指定に係る特定有害物質の種類

鉛及びその化合物

三 当該形質変更時要届出区域において講じられた汚染の除去等の措置

土壤汚染の除去（基準不適合土壤の掘削による除去）

岐阜県告示第七十二号

土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第二項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしななければならない区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）の指定を次のとおり解除する。

令和五年二月二十四日

岐阜県知事 古 田 肇

一 指定を解除する形質変更時要届出区域

平成三十年岐阜県告示第三百五十二号により指定した区域（中津川市千旦林字鍛治屋平六四三番一及び字樋泉六一三番一の各一部）のうち、中津川市千旦林字鍛治屋平六四三番一の一部

二 指定に係る特定有害物質の種類

鉛及びその化合物

三 当該形質変更時要届出区域において講じられた汚染の除去等の措置

土壤汚染の除去（基準不適合土壤の掘削による除去）

岐阜県告示第七十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条の二第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する予定であるので、同法第三十条の二第一項の規定により告示する。

令和五年二月二十四日

岐阜県知事 古 田 肇

一 解除に係る保安林の所在場所

不破郡垂井町宮代字峰一七三四の一（次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

公衆の保健

三 解除の理由

指定理由の消滅

（「次の図」は、省略し、その図面を岐阜県林政部森林保全課及び垂井町役場に備えて縦覧に供する。）

選挙管理委員会告示

岐阜県選挙管理委員会告示第二号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第六十一条第一項第三号の規定による個人

演説会、政党演説会及び政党等演説会を開催することができる施設の指定について、次のとおり報告があったのでその旨告示する。

令和五年二月二十四日

岐阜県選挙管理委員会
委員長 大 松 利 幸

指定した施設

市町村名	施設 の 名 称	所 在 地	収容人員
多治見市	多治見市かざはら福祉センター 集会所	多治見市笠原町2900番地の 6	200人

公 示

国土調査の結果に係る地図及び簿冊の認証

国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号）第十九条第二項の規定により、次の国土調査の結果に係る地図及び簿冊を認証したので、同条第四項の規定により公示する。

令和五年二月二十四日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 調査を行った者の名称
高山市
- 二 調査を行った地域
高山市上宝町蔵柱の一部（蔵柱下）（ ）
- 三 調査を行った期間
平成二十八年六月から令和三年三月まで
- 四 地図及び簿冊の名称
高山市（上宝町蔵柱の一部）の地籍図

高山市（上宝町蔵柱の一部）の地籍簿
五 認証年月日
令和五年二月八日

市街地再開発組合の設立認可

都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）第十一条第一項の規定により、次の市街地再開発組合の設立を認可したので、同法第十九条第一項の規定により公示する。

令和五年二月二十四日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 市街地再開発組合の名称
岐阜駅北中央東地区市街地再開発組合
- 二 事業施行期間
令和五年二月二十四日から
令和十二年三月三十一日まで
- 三 施行地区
事業計画書において表示するとおり
- 四 事務所の所在地
岐阜市吉野町五丁目十二番地
- 五 設立認可の年月日
令和五年二月二十四日
- 六 事業年度
毎年四月一日から翌年三月三十一日まで
- 七 公告の方法
事務所の掲示板に掲示し、特に必要があるときは、組合が適当と認める方法により行う。
- 八 権利変換を希望しない旨の申出をすることができる期間
令和五年二月二十四日から
同 年三月二十五日まで

市街地再開発組合の設立認可

都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）第十一条第一項の規定により、次の市街地再開発組合の設立を認可したので、同法第十九条第一項の規定により公示する。

令和五年二月二十四日

岐阜県知事 古 田 肇

一 市街地再開発組合の名称

岐阜駅北中央西地区市街地再開発組合

二 事業施行期間

令和五年二月二十四日から

令和十二年三月三十一日まで

三 施行地区

事業計画書において表示するとおり

四 事務所の所在地

岐阜市吉野町六丁目二番地

五 設立認可の年月日

令和五年二月二十四日

六 事業年度

毎年四月一日から翌年三月三十一日まで

七 公告の方法

事務所の掲示板に掲示し、特に必要があるときは、組合が適当と認める方法により行う。

八 権利変換を希望しない旨の申出をすることができる期間

令和五年二月二十四日から

同 年三月二十五日まで

令和五年二月二十四日発行

発行者
発行所

岐阜市数田南二丁目一番一号
岐阜県庁

編集
岐阜市三輪ふりんどびあ十三一
岐阜文芸社